

平成30年度第1回郡山市公契約審議会 審議概要

1 開催日等

《1》日 時：平成30年10月12日（金）午前10時から午前11時

《2》場 所：郡山市役所西庁舎 7階 第4委員会室

2 出席者

《1》委 員 7名

《2》事務局 11名（市長事務部局7名、上下水道局4名）

《3》傍聴人 0名

※議事（2）については個人情報を含むため審議及び資料は非公開。

3 議事

（1）平成29年度郡山市公契約条例の施行状況等

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

（2）労働環境報告書 集計表について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

資料の赤字はなにか。

【契約管理係長】

前回2月の委員会以降に数値の変更があった部分を赤字にしている。

【伊藤会長】

労働環境報告について、最低賃金を割る等の違法行為があれば、何らかの形で申立てがあるかと思うが、今回はなかったのか。

【契約課長】

申立て等はなかった。

【伊藤会長】

理念型の条例ではあるが、条例制定による一定の効果があったものと考えられる。

条例遵守のために、労働環境を整備しなければならないという各企業への働きかけとなっているのではないか。

遵守していると報告した上で、労働者から申し出があれば、理念型の問題点が表面化することになるが、現状では違反はないということである。

(3) 平成 30 年度郡山市公契約条例の施行状況について

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

《委員からの質問及びその回答内容》

【伊藤会長】

郡山市、上下水道局発注工事において、不調件数は一定程度あるのか。

【契約課長>

金額が大きい案件の不調はない。

平成 25 年度実績では、指名競争入札、一般競争入札合わせて 984 件のうち、不調が 131 件、13.3%であった。平成 29 年度実績では、指名競争入札、一般競争入札合わせて 166 件のうち、不調が 5 件、0.8%であった。

【伊藤会長】

震災直後と比べると少なくなったが、人手不足の状況で、条件が悪いと人が集まらないということか。

【佐藤委員】

今年度はどうか。

【契約課長】

現時点で 2 件である。

(4) その他

周知用配付チラシ及び事業者、労働者へのアンケートについて

【契約管理係長】・・・会議資料に基づき説明

《委員からの意見》

【伊藤会長】

これまで、労働環境報告書の提出又は作成について質問や意見等はあったか。

【契約課長】

手間がかかるという意見はあったが、作成方法に関する問い合わせはなかった。

【伊藤会長】

金額が小さな案件で報告書を提出させるのは手間がかかるかと思うが、労働環境報告の基準金額について事務局の考えや業者からの意見等はあるか。

【契約課長】

事業者からの意見等はない。

事務局としては、対象案件を広げた方が発注案件の全体像が把握しやすいという審議会の意見であれば、対象金額の引き下げを検討したいと考えている。

【伊藤会長】

適正な水準は決めるのは難しいが、事業者の手間や市側の事務量も含め、各委員から意見等はあるか。

【佐藤彰宏委員】

建設業界においては、事前に条例の説明をしていたこともあり苦情等は特にない。

対象金額については、特に今年度の上下水道局は、契約金額全体の半分以上が労働環境報告の対象であること、また、数年後の工事発注件数は減少することを踏まえると、今すぐ変える必要はないのではないか。

【大堀委員】

労働者側では、公契約に対しての理解がされていないため、周知が必要である。

【伊藤会長】

認知度は少し低いように感じる。

資料5のチラシをウェブサイトに掲載するのであれば、見やすいページに掲載して欲しい。

【久保田委員】

資料5のチラシに関して、労働者の申出方法が不明確である。

一般市民である労働者等がこのチラシを見た場合、条例が自分に直接関係するとすぐに認識するのは難しいのではないか。

条例の趣旨である労働環境の確保という点をもう少し記載すべきではないか。

【伊藤会長】

ウェブサイトを見れば詳細が分かるのか。

例えば、Q & A方式で簡単に分かるものはあるか。

【契約管理係長】

条例の手引き等、補足の説明はあるが、細かい資料になっている。

なお、チラシは資料5と同じものを掲載している。

【伊藤会長】

資料5のチラシは労働者より事業者向けであると感じる。

公契約条例の仕組みはチラシのとおりであるが、目的は労働者の環境を守ることであるため、その辺りを丁寧に説明するとよいのではないか。